

最終準備書面

## 第3章 思川開発事業について

第1 思川開発事業の治水負担金

第2 思川開発事業の利水負担金

訴訟代理人

弁護士 服部 有

\* p というのは、最終準備書面のページをいう

# 第3章 思川開発事業について

## 第1 思川開発事業の治水負担金に関する原審の問題点

- ・ 思川乙女地点における基本高水流量 ( p 7 9 - )
- ・ 思川乙女地点における計画高水流量 ( p 8 2 - )
- ・ 治水量算定の合理性の問題 ( p 8 4 - )
- ・ 渡良瀬遊水地が考慮されていない点 ( p 9 0 - )
- ・ 県と国が矛盾している点 ( p 9 2 - )

# 思川乙女地点における基本高水流量 ( p 7 9 - )

## 控訴人らの主張

思川乙女地点の1/100洪水流量は上流ダムなしで3700 m<sup>3</sup>/秒以下の値になることは確実である。基本計画流量3700 m<sup>3</sup>/秒は河川改修によって達成できる河道の流下能力を示しているから、思川においては治水面では南摩ダムをはじめ上流ダムは不要である。

## 国交省のデータとの齟齬

国交省は、1953年より前の実績流量も入れるべきであるとしているが、その実績流量とは観測値ではなく、雨量確率法の計算で使用した流出計算モデルで推定した値であるから、モデルの問題点も含む不確かなものである。

非科学的な計算を平気で国交省が行うのは、ダム建設を前提としたつまらないいつじつま合わせにつきない。

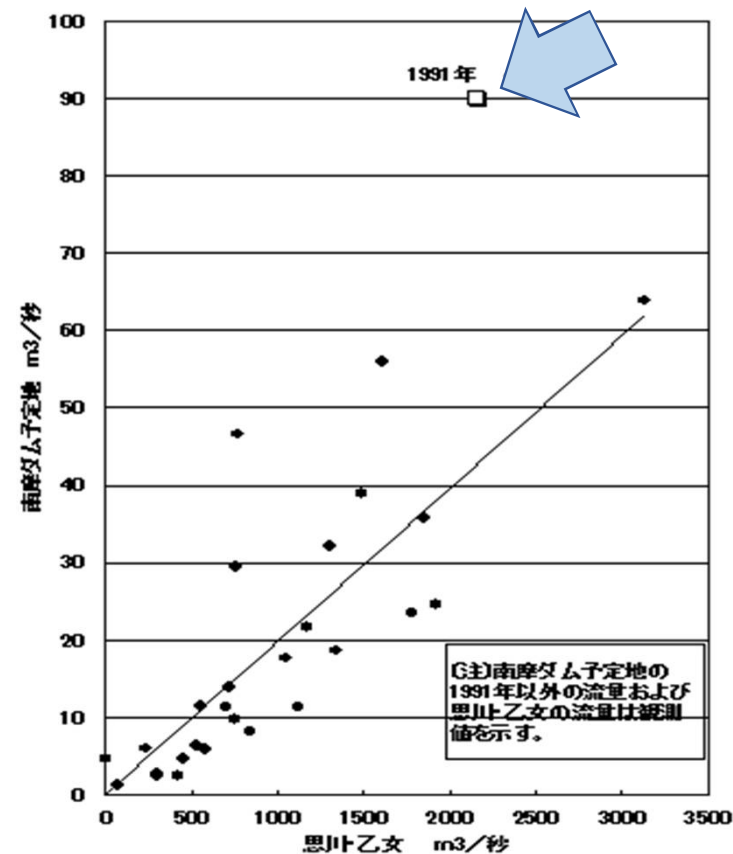
# 思川乙女地点における計画高水流量 ( p 8 2 - )

## 控訴人らの主張

実測のない1991年8月20日の流量推定については、洪水痕跡から流量を推定できるかどうかは問題ではなく、推定できたとしてそれが観測数値と同一に扱って得るだけの合理的な推定と言えるか否かが問われるべき。洪水痕跡水位からの推定が不確かなだけでなくその結果として示されている数値は、観測値の実績から桁外れに大きな値となっており、およそ合理的な推定とは言い得ない。

無批判に受け入れて「洪水痕跡から流量を推定できるから合理的」というのでは裁判所の職責放棄と言われても仕方がない。

思川乙女と南摩々ム子定地の年最大流量の関係



# 治水算定の合理性の問題 ( p 8 4 - )

## 第1の問題

100年に1回の降雨量を過去の洪水に当てはめて引き伸ばし計算を行う際に使う洪水流出計算モデルの精度の問題。

## 第2の問題

引き伸ばし率(計画降雨量 / 実績降雨量)の上限を設けることなく引き伸ばし計算が行われている。建設省河川砂防技術基準(案)によれば「引き伸ばし率(計画降雨 ÷ 実績降雨)は2倍程度に止めるのが望ましい」と明記されておりその範囲を超えるものは不適切。

## 第3の問題

思川ダム群の各ダムがどこにあらうが、治水容量あたりの治水効果は同じだという非現実的な仮定をおいて流量削減効果の比例計算を行っている

# 渡良瀬遊水地が考慮されていない点 (p 9 0 - ) 県と国が矛盾している点 (p 9 2 - )

## 渡良瀬遊水地

思川と利根川との間に巨大な洪水調節池、渡良瀬遊水地が存在している。渡良瀬川、思川、巴波川の最下流に渡良瀬遊水地があって、それら支川の洪水が利根川の洪水ピーク流量に影響しないように、渡良瀬遊水地内の3つの洪水調節池に越流させる仕組みがつけられている。渡良瀬遊水地は洪水調節容量が現状で1億7180万 $m^3$ もある巨大な洪水貯留施設。

## 県と国が矛盾している

治水計画の基本となる数字が根拠もなく定めていることは疑いようがない

県は、50年に1回の洪水を想定したものであるが、基本高水流量は定めておらず、計画高水流量3700 $m^3$ /秒などの算出根拠データは保有していないとのことであり、河川整備計画の乙女地点の3700 $m^3$ /秒の根拠を何も示していない。

国の利根川水系河川整備基本方針による乙女地点の計画高水流量も同じ3700 $m^3$ /秒であるが、これは100年に1回の洪水を想定したものである。

# 思川開発事業の治水負担金

## まとめ ( p 9 4 )

これだけ多岐にわたる非合理性や矛盾が生じるのは、すべてはこの場所にダムを造りたいがための数字合わせの産物であり、客観的にその必要性を吟味した結果によらず計画が策定されていることは明らかであり、実際には南摩ダム建設によりその負担する莫大な費用に見合う治水上の利益が得られる見込みはない。

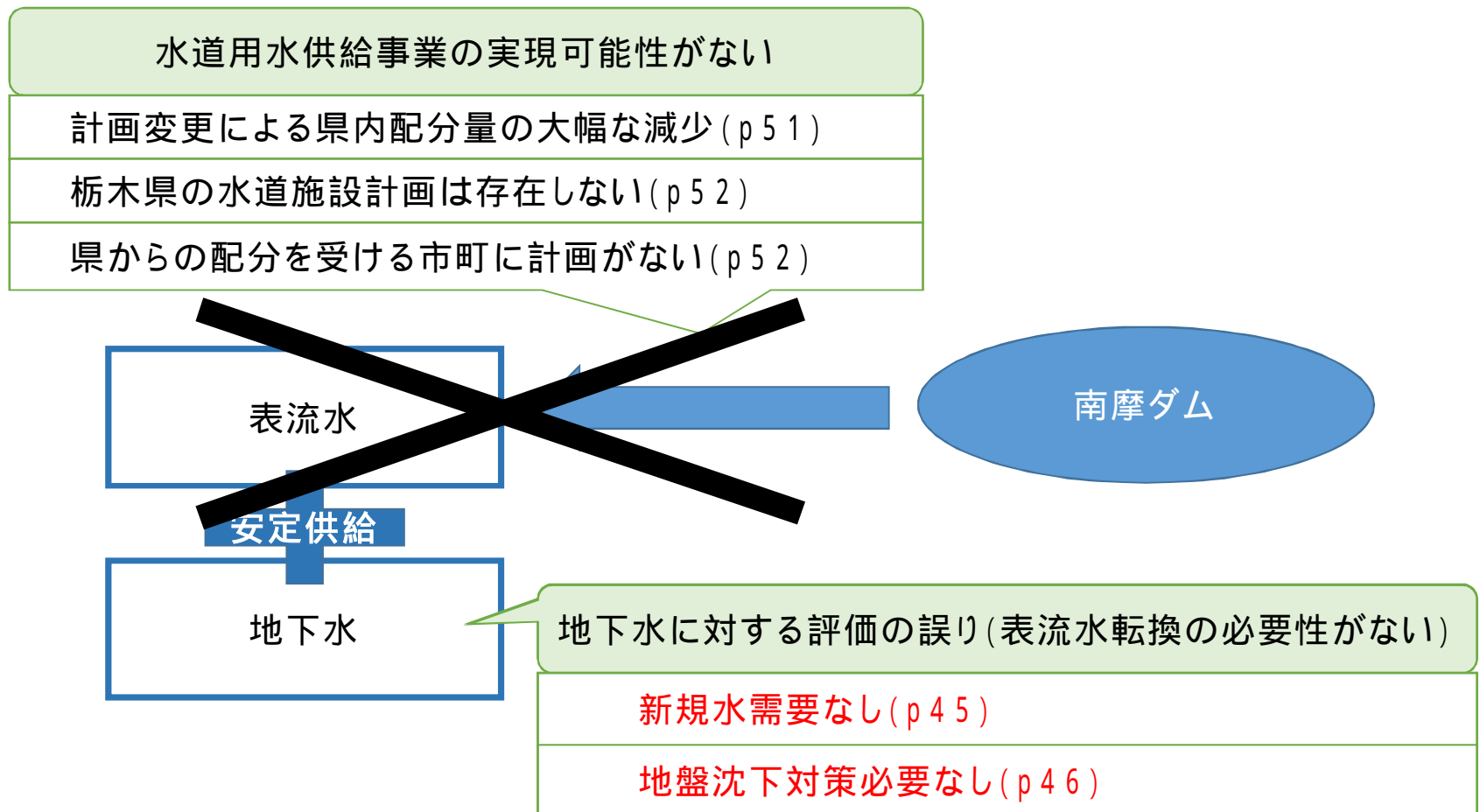
# 第3章 思川開発事業について

## 第2 思川開発事業の利水負担金

- ・ 当初参画時における裁量権行使の違法性 ( p 4 3 - )
- ・ 思川開発事業から撤退しないことの違法性 ( p 5 3 - )



# 当初参画時における裁量権行使の違法性



# 当初参画時における裁量権行使の違法性

## 地下水に対する評価の誤り(表流水転換の必要性がない)

### 新規水需要なし(p45)

- ・ 原判決でも「栃木県などの水需要予測の推計は、実績と比べると過大になっている」と判示。
- ・ 水道事業者の責務とは豊富「低廉な」水の供給を図ること。必要もないのに莫大なコストを負担してダムを造らせることは結局不要な水を買わせることになるのであり、水道法1条の責務に反する。
- ・ 栃木県には利用可能な遊休水源もあること(合計2.2 m<sup>3</sup>/秒)。栃木県は使う当てのない水源を抱える看過できない不可解な水行政を進めてきた。万が一新規水需要が必要であっても0.403 m<sup>3</sup>/秒であれば遊休水源による対応可。

### 地盤沈下対策必要なし(p46)

- ・ 栃木県内において明らかに地盤沈下は沈静化している。
- ・ 観測井の中の野木NO1による観測結果でも1997年以降、地盤沈下が沈静化していたことが確認される。
- ・ これまで地盤沈下被害が確認されていない。
- ・ 地盤沈下に対する栃木県の評価は、地下水採取は減少傾向にあり、地下水の過剰な摂取に起因すると見られる地盤沈下については安定化傾向にある。
- ・ 地盤沈下対策のために思川開発事業が必要だと主張するが、それによる地下水削減量はわずか1%であり、到底地盤沈下対策になるものではない。

# 当初参画時における裁量権行使の違法性

## 水道用水供給事業の実現可能性がない

### 計画変更による県内配分量の大幅な減少(p51)

- ・ 事業実施計画の変更により、栃木県自身の参画水量が $0.821\text{ m}^3/\text{秒}$ から $0.403\text{ m}^3/\text{秒}$ へ半分になった。

### 栃木県の水道施設計画は存在しない(p52)

- ・ 栃木県には参画で得た水量を使う予定がない
- ・ 水源保有権確保にともなって思川から取水して導水する施設、取水した水を浄化する浄水場、その浄水場から県南各市町水道へ配水する施設を栃木県が建設する水道施設等がなければならないが、水道施設計画は存在しない。

### 県からの配分を受ける市町に計画がない(p52)

- ・ 野木町を除く市町は、思川から取水して導水し、浄化する施設を作らなければならない。
- ・ 建設は高額である。
- ・ 参加市町の半数は、思川に面していないから、その実現可能性がない。栃木県が水道用水供給事業を事業化できないことも十分考えられる。

# 当初参画時における裁量権行使の違法性

まとめ ( p 5 3 )

地盤沈下は沈静化しており、かつ今後水需要が減少の一途をたどることからすれば、表流水への転換の必要性がなく

それでも、莫大な費用をかけて表流水へ転換しようとする栃木県の判断は、清浄にして豊富「低廉な水の供給」を図るという水道法の趣旨に反し、水道事業者として、著しく合理性を欠く。

# 栃木県が思川開発事業から撤退しないことの違法性

水道用水供給事業の実現可能性がない

事業計画が成り立たないこと (p 65)

ア 水道用水供給事業に莫大な費用がかかる (p 65)

イ 2市3町が高い表流水を買わないこと (p 66)

ウ 「地下水」が放棄される事態が生じるおそれがある (p 67)

エ 表流水のみでは安定供給のリスクが大きいこと (p 68)

水道用水供給事業の実現可能性がない

事業計画の不存在 (p 62)

南摩ダムは本当に水が貯まらないダムである (p 71)

水道用水供給事業の実  
現可能性がないから

泡瀬干潟判決によれ  
ば違法である (p 74)

表流水

安定供給

地下水

南摩ダム

地下水に対する評価の誤り

新規水需要なし (p 54)

地盤沈下対策必要なし (p 57)

汚染水問題に対する検討の誤り (p 60)

# 栃木県が思川開発事業から撤退しないことの違法性

地下水に対する評価の誤り

新規水需要なし(p54)

地盤沈下対策必要なし(p57)

地下水転換の必要性が  
一切ない！！

- ・ 地盤沈下はほとんど生じていない。地層収縮量の減少。今後人口減少により現状を超える沈下はない。
- ・ 万が一現在おきている地盤沈下を問題視したとしても、地盤沈下の原因は農業用水。

< 印南証言 > 地盤沈下との関係で水道用水転換する必要があるのは、地盤沈下防止のためではなく、地盤沈下のために水道用水が取水できなくなるのを防止するため



- ・ 地下水位は上昇傾向にあるにもかかわらず、地盤は収縮している。
- ・ つまり、栃木県南地域においては、夏期に地盤が低下すると地盤が収縮し、冬期に向けて地下水位が回復すると地盤も隆起するが、完全には地盤が復元しないことが問題。

農業用水採取により地盤沈下したとしても地下水は潤沢にあり、取水できる。

汚染水問題に対する検討の誤り(p60)

- ・ 水道水源井戸汚染はない。水道水源井戸は安全性が確保されている。万が一汚染が生じる場合の対策可能。
- ・ 壬生町みぶの水ペットボトルで販売する計画「河川等に影響されることなく、常に安全でおいしい水を提供しております」
- ・ 熊本市・昭島市も地下水に絶対的な自信をもっている。

# 栃木県が思川開発事業から撤退しないことの違法性

水道用水供給事業の実現可能性がない

事業計画の不存在 (p 62)

- ・ 水道用水供給事業の不存在  
ダム事業の水源確保は、巨額の費用を負担するものであるから、その水源を実際に使う水道事業計画、厚生労働大臣の認可を受けた水道事業計画が存在していることが、ダム事業参画の必須の条件。

南摩ダムは本当に水が貯まらないダムである (p 71)

- ・ ダムが空もしくは空に近い状態が続出することは必至。

< 印南証言 > 南摩ダムの利水計画というのは、有効に機能する「という報告を受けております」。  
20年で2番目の湯水の時でも安定して取水できるように計画しております。



- ・ 島津意見書、パブリックコメント、さらに以前から何度も「水が貯まらない」と指摘されている。

水資源機構の検討結果と全く異なる見解が出ていながら、栃木県で1度たりとも両者を対比させて検討していないことは著しい検討不足であり、判断過程の大きな誤り。

# 栃木県が思川開発事業から撤退しないことの違法性

水道用水供給事業の実現可能性がない

事業計画が成り立たないこと(p65)

ア 水道用水供給事業に莫大な費用がかかる(p65)

- ・ 水道施設の建設事業費の試算(192億円) + 利息 利息を合わせると288億円
- ・ 思川開発事業の割当負担額(38.4億円) + 利息 利息を合わせると58億円

イ 2市3町は財政上大きな負担となる高価な表流水を買わないこと(p66)

栃木市「計画そのものに参画するという意思表示はしておりません」

「県をつくらうとしている検討案に理解を示すと言ったからといって栃木市に買わなければならない義務が発生するものではない」

ウ 「地下水」が放棄される事態が生じるおそれがある 「地下水」+「表流水」= 安定供給とはならない(p67)

- ・ ダム開発による過剰投資や水需要による収入源の減少(日本全国の社会問題)
- ・ 川崎市の現実 - 宮ヶ瀬ダムを建設し川崎市生田浄水場が廃止された。

エ 表流水のみでは安定供給のリスクが大きいこと(p68)

- ・ 表流水の汚染水問題は深刻(放射能汚染、ホルムアルデヒド、新水道ビジョンも問題視)
- ・ 渇水リスク(降水量の影響を受けやすい、現実として渇水に弱いことを露呈している)

表流水から水道用水は供給されない。

高価で危うい表流水のみで水道用水を供給。



# 栃木県が思川開発事業から撤退しないことの違法性

水道用水供給事業の実現可能性がない

泡瀬干潟判決によれば違法である(p74)



違法であることが  
決定的！！

水需要の状況等から今後さらに水が必要となるとは考えられない(被控訴人が水源転換をいう低減検討報告書を提出したことにより争いのない事実となった。)

栃木県に水道用水供給事業のための計画が何ら存在せず、必要な水道事業の認可すら受けていない状況である

今後とも認可を得られる見込みがない

国自体が思川開発事業の見直しの中でこれらの問題点を指摘していること等の事情を踏まえれば、栃木県が思川開発事業に参画し続けることに経済的合理性はない。

泡瀬干潟事件判決における事業と同様、予算執行に関する裁量の範囲を逸脱濫用するものであり、違法である。

# 栃木県が思川開発事業から撤退しないことの違法性

## まとめ ( p 7 8 )

栃木県南地域での地下水から表流水に水道水源を転換する必要はなく、また、水道用水供給事業の実現可能性がないことは明らか

にもかかわらず、これらのあるものとして思川開発事業に参画し、また参画し続ける栃木県の判断には、重要な事実の誤認より重要な事実の基礎を欠いていること、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断過程において考慮すべき事項を考慮しないことの各事実が認められる。